

障害等級表改正に関して労働側等委員から出された論点について

1 専門検討会の行った検討の全体像に関する説明の必要性

今回諮問のあった示指、小指、複視等のみならず、整形外科の障害認定に関する専門検討会が検討した結果の全体像を説明すべきである。

2 釘打ち機械等の引金付き工具の取扱い実態の把握の必要性

示指の亡失の障害等級の評価を論じるに当たっては、現場でよく用いられている釘打ち機械をはじめとする引金付き工具の取扱い実態を把握すべきである。

このため、木造建築現場や製造業の現場において、引金付き工具がどのように用いられているか把握すべきである。

3 示指亡失者の就労状況等の把握の必要性

示指を亡失した場合の引金付き工具の取扱いへの影響の有無及び程度を、健常者及び障害者の双方から聴取すべきである。

また、示指を亡失した場合の職場復帰等の状況と、中指を亡失した場合の職場復帰等の状況に差異が認められるかについても調査すべきである。

なお、労働側委員が提示した示指亡失者の実情や労働実態の調査事例をも踏まえて、専門検討会報告書の妥当性を説明すべきである。

4 リハビリテーション専門家等からの意見聴取の必要性

専門検討会に参集している専門家以外の者からも意見を聴取すべきである。

5 引き金を引くという動作と専門検討会における検討の関係の明確化

引き金を引くという動作について、専門検討会が検討しているか否か、検討している場合にはどのような形で検討したのか明らかにすべきである。

6 示指の亡失が従来高く評価されてきた背景の把握の必要性

示指の亡失が従来何故高く評価されてきたのか、また、現在においては、その示指を高く評価した理由が解消されているのか調査すべきである。